

**函館市重要文化財旧函館区公会堂  
指 定 管 理 者 募 集 要 項**

**函館市教育委員会  
生涯学習部文化財課**

## 目 次

1	募集の概要	1
2	応募資格	2
3	指定管理者候補者の募集	3
4	指定管理者候補者の選定	5
5	管理に関する基準	5
6	指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項 (モニタリングの実施)	7
7	業務の範囲および具体的内容	7
8	管理に関する経費等	8
9	自主事業	9
10	その他の特記事項	10
11	問い合わせ先および応募先	12
○	評価基準	13
○	リスク分担表	15
○	別記様式(様式1～様式9)	17～27

別添1 函館市重要文化財旧函館区公会堂管理業務処理要領

別添2 函館市重要文化財旧函館区公会堂参考図

# 函館市重要文化財旧函館区公会堂指定管理者募集要項

## 1 募集の概要

市では、函館市重要文化財旧函館区公会堂条例で定める函館市重要文化財旧函館区公会堂の指定管理者を募集します。

### (1) 施設の概要

#### ア 設置目的

重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図る。

#### イ 施設概要

名 称	函館市重要文化財旧函館区公会堂
所 在 地	函館市元町11番13号
建物構造	木造2階建棧瓦葺（本館） 木造平屋建渡廊下附属棧瓦葺（附属棟）
敷地面積	7,730.60㎡
床面積	1,900.12㎡
施設内容	1階（本館） 大食堂、小食堂、球戯室、貸衣装室、着替室、 下足室、事務室、男子便所、多目的便所等 【貸室】：会議所事務室（定員20人）  （附属棟） 女子便所等  （ポンプ室） 消火ポンプ  2階 御召替室、御寝室、御座所、御食堂、中央甲板等 【貸室】：大広間（演壇、着替え室、物置等含む） （定員200人）

※施設の構成は、別添2「函館市重要文化財旧函館区公会堂参考図」を参照

※保存修理工事のため、令和3年（2021年）3月まで休館予定

## (2) 指定期間

令和3年(2021年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで(5年間)

なお、保存修理工事のため令和3年3月まで休館予定ですが、令和3年4月下旬にリニューアルオープン予定です。

## (3) 募集等スケジュール(予定)

① 募集要項の配布	令和2年5月12日(火)～6月30日(火)
② 申請の受付	5月12日(火)～6月30日(火)
③ ヒアリングの実施	7月上旬～7月下旬
④ 指定管理者の候補者の選定	8月中旬～10月下旬
⑤ 選定結果の通知	8月下旬～11月上旬
⑥ 仮協定の締結	11月
⑦ 指定管理者の指定および協定の締結	12月下旬

## 2 応募資格

---

函館市重要文化財旧函館区公会堂(以下「公会堂」という。)の指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

### (1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

### (2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP(有限責任事業組合)：LLPを構成する全ての組合員が該当

### (3) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと(⑦の場合は役員を含む。)

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者
- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体(イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。)であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者

ア 議会の議員

イ 市長および副市長

ウ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員

※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
  - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）
- ※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

#### （4）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

### 3 指定管理者候補者の募集

---

#### （1）募集手続

##### ① 募集要項の配布

- ・ 配布期間 : 令和2年5月12日（火）から6月30日（火）まで
- ・ 配布場所 : 函館市教育委員会生涯学習部文化財課および市ホームページ上で配布

##### ② 指定管理者指定申請書類の受付

- ・ 受付期間 : 令和2年5月12日（火）から6月30日（火）
- ・ 受付方法 : 函館市教育委員会生涯学習部文化財課あてに提出してください。
- ・ 受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ・ 締め切り : 6月30日（火）午後5時30分必着分までとします。

## (2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
④	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体
⑥	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体
⑦	定款、寄附行為、規約、役員名簿（生年月日入り）、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合、登記事項証明書 （地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書）	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書（別記様式5-1, 5-2）	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）  別記様式6のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください（様式任意）。 このうち、人件費の積算内訳については、別記様式9にて提出すること。	代表団体
⑪	自主事業に係る収支計画書（別記様式7）	代表団体
⑫	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・平成元年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和2年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 （市税の滞納がない旨の証明書で可） なお、これら書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください	代表団体と構成団体

## (3) 留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

#### (4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファクスまたは電子メールのいずれかにより、令和2年6月16日（火）までに函館市教育委員会生涯学習部文化財課あてに提出してください。なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

### 4 指定管理者候補者の選定

---

#### (1) 選定方法

函館市教育委員会において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

#### (2) 評価基準

選定における評価基準は13、14ページのとおりです。

#### (3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

#### (4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

### 5 管理に関する基準

---

公会堂の開館時間、および休館日は以下のとおりとします。

#### (1) 開館時間のうち公開時間（入館者が展示を閲覧できる時間）

ア 4月1日から10月31日まで

①火曜日から金曜日まで : 午前9時から午後6時まで

②土曜日、日曜日、月曜日 : 午前9時から午後7時まで

イ 11月1日から3月31日まで : 午前9時から午後5時まで

ただし、函館市教育委員会が必要と認めるときは、変更することができます。

#### (2) 開館時間のうち供用時間（市民等が大広間等を専用使用できる時間）

火曜日から金曜日までの午後6時から午後10時まで

（4月1日から10月31日までの期間に限る。）

ただし、函館市教育委員会が必要と認めるときは、変更することができます。

#### (3) 休館日

12月31日から1月3日まで

ただし、函館市教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができます。

#### (4) 入館料等

※当該施設は、利用料金制を導入していませんので、入館料等は市の歳入となります。

##### ①入館料等の体系

###### ア 入館料

(函館市重要文化財旧函館区公会堂条例 別表第2)

区分	入館料	
	個人	20人以上の団体
一般	300円 250円 240円 210円	1人につき 240円
学生・生徒・児童	150円 125円 120円 105円	1人につき 120円
摘要	次に掲げる者は、無料とする。 (1) 小学校就学前の者 (2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの (3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等 (4) その他市長が特に認める者	

備考 かつこ内の金額は、旧函館区公会堂および次の各号に掲げる金額の区分に応じ、当該各号に定める施設に入館することができる委員会が別に定める共通入館券により入館しようとする場合の額とする。

- (1) 上段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館または函館市文学館
- (2) 中段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館および函館市文学館のうちいずれか2館
- (3) 下段に掲げる金額 函館市旧イギリス領事館(開港記念館)・函館市北方民族資料館および函館市文学館

###### イ 使用料

(函館市重要文化財旧函館区公会堂条例 別表第1)

区分	使用料
大広間	12,000円
会議所事務室	800円

備考

- 1 上表の規定による使用料の額は、午後6時から午後10時までの間において使用する場合の額とする。※P5 5(2)参照
- 2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合または使用者が1,001円以上の入場料(名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。)を徴収する場合は、上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

##### ②使用料の減免

市長が公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができます。

##### ③入館料等の後納

市長が特に認めるときは、入館料、使用料を後納することができます。



## 6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

---

### （1）事業報告書の作成および提出

指定管理者は、公会堂に関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

### （2）業務報告の聴取等

市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

### （3）利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

### （4）管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い市に提出しなければなりません。

イ 市は、（1）に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

## 7 業務の範囲および具体的内容

---

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については「別紙 函館市重要文化財旧函館区公会堂管理業務処理要領（以下「処理要領」という。）」に記載しております。

### （1）公会堂の入館者に関すること。

入館券の半券回収、入館者の誘導、施設および展示資料の解説（必要に応じ）など

### （2）大広間等の使用の許可および制限に関すること。

大広間、会議所事務室の使用許可・不許可、使用の制限、許可の取消など

### （3）公会堂の維持管理に関すること。

清掃、警備、設備保守点検など

### （4）その他函館市教育委員会が定める業務

#### ①入館料等の収納に関する業務

※公会堂の入館料等の徴収・収納に係る業務について、別途委託契約を締結します。

なお、当該業務に係る経費は、当該施設の管理にかかる委託料に含まれます。

#### ②利用促進に関する業務

#### ③市への報告業務等

#### ④設置目的を達成するために必要な事業

※施設の文化的活用を図るための鑑賞事業、人材育成学習事業など

**※ 指定管理者の応募にあたり、事業の実施内容について提案していただきます。**

**なお、提案する事業のうち、参加者の所有となる材料費および参加者の傷害保険料等を徴収する場合は、その実費相当分を超えた本人負担額とならない料金設定を行ってください。**

(5) その他

災害および事故発生時の緊急時の対応，利用者からの意見，要望等への対応，その他必要な業務など

## 8 管理に関する経費等

### (1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は，令和3年度から令和7年度までの5年間で283,930千円（消費税相当額は税率10%で算定）となっております。

(経費別内訳：5か年総額)

区 分	金額(千円)	備 考	
人件費	142,005	給料，賃金，通勤費，共済費，時間外手当	
維持 管理 費	印刷製本費	7,810	リーフレット，入館券，領収書
	燃料費	10,000	灯油
	光熱水費	12,460	電気料，水道料，下水道料
	使用料および賃借料	5,440	券売機，複写機，パソコン，NHK受信料
	委託費	53,820	警備，清掃，塵芥収集運搬，各種設備保守点検，除草・除雪等
	その他	5,975	通信運搬費，消耗品費，修繕費，手数料，原材料費，保険料，租税公課費等
	計	95,505	
事業費	1,490		
その他諸経費	19,120	一般管理費等	
消費税等	25,810	10%	
合 計	283,930		

### (2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。  
なお，支払時期や支払方法は協定で定めます。

### (3) 会計処理

公会堂の管理に関する収入および支出は，独立の会計を設け，団体の他の会計と区別して経理してください。

### (4) 貸室対応経費について

1回（4時間）当たりの貸室対応経費について，10,832円を上限として積算資料を添付し，提案してください。貸室の稼働実績に応じて算定した額を後払いします。算定方法の詳細については，協定書で定めます。

## 【積算条件】

貸室 供用期間	4月から10月までの火曜日から金曜日で18時から22時まで (1回4時間)
貸室 対応人数	2名(うち1名は正職員とします)
想定 電気料	平成27年度～平成29年度の4月から10月までの実績から1月平均の電気料は約126,800円と想定されます。
公会堂 延床面積	1,900.12㎡
貸室 対象面積	571.58㎡(大広間538.53㎡, 会議所事務室33.05㎡)

## 9 自主事業

---

### (1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、公会堂の施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書(別記様式5-2)にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書(別記様式7)を提出してください。

なお、公会堂内には、貸衣装室、着替室、売店およびカフェコーナーを想定した部屋を設けています。当該部屋等については、それぞれの用途に適した自主事業の実施について積極的に提案してください。各業務を行うにあたり、許可を受けること等が必要な場合は、指定管理者が手続きすることとなります。

また、提案にあたっては、自主事業で得られる利益の全部または一部を「施設の管理に係る収支計画書(別記様式6)」に計上するとともに施設の管理費用に充てることを求めます。

なお、飲料用等の自動販売機については、原則、市が公募し設置することとなりますので、指定管理者が自主事業として設置することはできません。

#### ① 貸衣装等サービスの実施

保存修理工事以前から実施していた「ハイカラ衣装館」については、人気が高いことから、「重要文化財旧函館区公会堂保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)」において、継続・充実させていくことと位置づけていることから、積極的に提案してください。

なお、貸衣装等サービスの実施については、保存活用計画に記載されていることから、施設の設置目的内の事業として取扱いますので、行政財産の目的外使用料の支払いは不要です。

#### ② 売店の運営

売店については、保存活用計画において、公会堂や函館に関連する商品を中心とした、入館者が旧函館区公会堂についての知識や興味を深め、来館記念となるような独自性のある商品の取扱いを想定しています。

なお、売店の運営については、独自性のある商品だけでなく、一般的なお土産の販売も想定されることから、行政財産の目的外使用による事業として取扱いますので、行政財産の目的外使用料の支払いが必要となります。

#### ③ カフェコーナーの運営

公会堂内は飲食禁止ですが、1階の大食堂のみカフェコーナーとして飲食可とします。ただし、火気厳禁のため、火気を使用した調理はできませんが、飲料および茶菓子等を販売し、休憩施設として活用することを想定していますので、積極的に提案してください。

なお、カフェコーナーの運営については、行政財産の目的外使用による事業として取扱いますので、行政財産の目的外使用料の支払いが必要となります。

また、カフェコーナーの運営諸条件については以下のとおりです。

ア 営業日および営業時間

公会堂の開館日および公開時間の範囲内において、指定管理者が定める日および時間

イ 提供サービスの内容

提供するメニューは、大食堂内でそのまま喫することが可能な飲物、茶菓子、軽食等であること。ただし、アルコール飲料等の提供については認められません。

ウ 飲食場所

大食堂内のみ飲食可とします。

エ その他

カフェコーナーの設備については、函館市教育委員会の承認を得た場合、指定管理者の費用と責任で改修できるものとしますが、指定期間が終了したとき、指定を取り消されたとき、管理業務の全部の停止を命ぜられたときは、速やかに原状に回復していただきます。ただし、あらかじめ函館市教育委員会の承認を得たときは、この限りではありません。

業務を行うにあたり、食品衛生法による営業許可を受けること等が必要な場合は、指定管理者が手続きすることとなります。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります（例：飲食、物品販売など）。

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書(処理要領・仕様)記載有無	設置目的の範囲内か否か	業務内容	施設の管理に係る収支計画書への記載の要否
<b>管理業務</b> 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
<b>自主事業</b> 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい。)
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、15、16ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、旧函館区公会堂条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

ウ 函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項

(指定管理者の責務)

第20条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

**(3) 管理業務の委託の禁止等**

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

**(4) 指定の取消し等**

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

**(5) 損害賠償責任**

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

**(6) 保険の加入に関する事項**

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支 払 限 度 額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用		1事故1,000万円 年間3,000万円

※指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

#### (7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、令和3年3月までに配備する予定です。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

#### (8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

公会堂内での各種準備は、保存修理工事完了後の令和3年3月から開始できる見込みです。

#### (9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

#### (10) 長期休館に係る委託料の減額について

指定管理期間中指定管理者の責めに帰すべき理由以外の理由により、公会堂を長期に休館するときは、当該休館期間に係る委託料を減額するものとし、その額は、市と協議するものとします。

この場合において、市は、休館期間の開始日の6ヶ月前までに、公会堂の長期休館について、指定管理者に通知します。

## 11 問合せおよび応募先

函館市教育委員会生涯学習部文化財課 担当：池田  
〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
電 話：0138-21-3456  
F A X：0138-27-7217  
E-mail：bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp

## 評価基準

評価項目	配点
<b>1 施設設置の目的が達成できるか</b>	<b>40</b>
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的に合致した方針か</li> <li>・施設の管理業務について十分理解しているか</li> <li>・施設の保守管理、衛生管理は適正に行われるか</li> <li>・管理業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか</li> <li>・経理処理は適正になされるか</li> <li>・市への必要な報告や市の实地調査、市からの指示に適正に対応できるか</li> <li>・施設管理に必要な人員を確保しているか(資格者を含む)</li> <li>・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか</li> </ul>	
<b>2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか</b>	<b>40</b>
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の平等利用についてどのような考え方があるか</li> <li>・障害者等への対応は十分に図られるか</li> <li>・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか</li> <li>・具体性をもった利用促進策を考えているか</li> <li>・サービス向上への独自の取り組みはあるか</li> <li>・積極的な情報発信を行おうとしているか</li> <li>・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか</li> <li>・苦情処理の体制は明確になっているか</li> <li>・職員の育成・資質向上について、どのような考え方があるか</li> <li>・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか</li> </ul>	
<b>3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか</b>	<b>30</b>
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理経費削減のための工夫を行っているか</li> <li>・妥当な根拠に基づいて積算しているか</li> <li>・過度・過小な積算をしていないか</li> <li>・必要な経費は全て計上されているか</li> <li>・当該管理業務に対する経営努力があるか</li> </ul>	
<b>4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか</b>	<b>30</b>
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託への意欲・熱意が感じられるか</li> <li>・指定管理者制度の趣旨を理解しているか</li> <li>・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか</li> <li>・類似した施設管理の運営実績はあるか</li> <li>・団体の安定性・継続性はあるか</li> <li>・団体運営における法令等を遵守しているか</li> <li>・役割分担など確実性・妥当性があるか(グループ申請の場合)</li> </ul>	
<b>5 緊急時対応などが確立されているか</b>	<b>20</b>
(評価の視点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時に対する方針、体制が確立されているか</li> <li>・事故防止に向けた取り組みを行っているか</li> <li>・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か</li> <li>・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか</li> <li>・利用者の安全管理体制や対策は十分か</li> </ul>	

<b>6 個人情報保護の適正な管理が図られるか</b>	<b>10</b>
(評価の視点) ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか(個人情報を扱う施設) ・個人情報の保護について十分に理解しているか(団体運営における考え方を含む)	
<b>7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか</b>	<b>40</b>
(評価の視点) ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件(労働時間, 健康管理, 労災保険, 雇用保険等)はどうか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考えか ・(団体において)就業規則などは整備されているか ・(団体において)正規雇用者の雇用に積極的か ・(団体において)正規雇用・非正規雇用の構成はどうか	
<b>8 環境に配慮した経営を行っているか</b>	<b>10</b>
(評価の視点) ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか ・(団体において)環境配慮の活動(取組)実績はあるか	
<b>9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか</b>	<b>10</b>
(評価の視点) ・(団体において)障害者等の雇用に積極的か ・(団体において)男女共同参画の取り組みを図っているか ・(団体において)福祉活動の実績はあるか	
<b>10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか</b>	<b>20</b>
(評価の視点) ・(団体において)どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか	
<b>11 個別項目</b>	<b>50</b>
(評価の視点) ・重要文化財であることを十分に認識し、保存および文化的活用を図る提案であるか ・貸衣装等サービスの実施およびカフェコーナーの運営など積極的、効果的な提案であるか ・自主事業で得られる利益を積極的に施設の管理費用に充てる提案であるか ・第三者に委託する場合の業者選定, 指導・監督体制は確立されているか ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟的に対応できるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか	
<b>12 提案金額の比較について</b>	<b>200</b>
・最低提案金額/提案金額×200点	
<b>合 計</b>	<b>500</b>



## リスク分担表

項 目		内 容		負担者	
				市	指定管 理者
書類関連 リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの		○	
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの			○
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定, 改正等によるもの		○	
		上記以外の一般的な法令の制定, 改正等によるもの			○
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設, 税制改正等によるもの		○	
		上記以外の一般的な新税の創設, 税制改正等によるもの			○
維持管理 リスク	金利の変動	金利の変動によるもの			○
	物価の変動	物価の変動によるもの			○
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○	
			1件当たり20万円未満の修繕		○
			1件当たり20万円以上の修繕	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入	○	
			1件当たり20万円未満の修繕		○
			1件当たり20万円以上の修繕	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○	
	施設, 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり20万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	○	
	管理上の瑕疵によるもの			○	
	施設の構造上の瑕疵によるもの		○		
	展示物, 資料等の 損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの			○
第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの		1件当たり20万円未満の修繕 または購入等		○	
		1件当たり20万円以上の修繕 または購入等	○		
政治的・行政的理由 による事業の変更	政治的・行政的理由から, 業務の全部もしくは一部を中止し, または業務内容を変更したことによるもの		○		
業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行			○	

項 目		内 容	負担者	
			市	指定管 理者
維持管 理リスク	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
社会リス ク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設 利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力	天災、暴動等不可抗力によるもの	○		
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○	

(別記様式1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所  
申請者 名称  
代表者の氏名 印  
電話 — —

(公の施設の名称) の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款, 寄附行為, 規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては, 当該法人の登記事項証明書(地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては, 同条第12項の証明書)
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては, この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式2)

## 誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
  - ① 議会の議員
  - ② 市長および副市長
  - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所  
申請者 名称  
代表者の氏名 印  
電話 — —



(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所  
構成団体 名称  
代表者の氏名 印  
電話 — —

所在地または代表者の住所  
構成団体 名称  
代表者の氏名 印  
電話 — —

所在地または代表者の住所  
構成団体 名称  
代表者の氏名 印  
電話 — —

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市重要文化財旧函館区公会堂に係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

所在地または代表者の住所  
代表団体 名称  
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか
5 緊急時対応などが確立されているか
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8 環境に配慮した経営を行っているか
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか
11 個別項目（施設の特性に応じ設定）

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。



## II 指定期間内の年度ごとの業務計画（●●年度分）

### 1 業務の実施計画

※ 業務処理要領(業務仕様書)に記載する内容以上の業務を実施する場合を具体的に明示してください。

(例)

- ・年間スケジュール
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可等に関する業務
- ・委託事業に関する業務  
講習会, 教室, イベント, 展示など  
具体的な教室名, 回数, 事業内容, 期待される効果
- ・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・その他, 市または指定管理者が必要と認める業務
- ・指定管理者から第三者への委託に関する業務
- ・個人情報の保護について

### 2 人員体制図

(例)

- ・組織体系図
- ・人員配置数, 職制, 職種, 業務分担
- ・勤務ローテーション

### 3 苦情処理, 緊急時等の対応体制図

### 4 自主事業の提案・実施計画

### 5 その他(必要に応じて項目を設ける)

※ 各事業年度ごとに作成してください。

(別記様式6)

施設の管理に係る収支計画書 (●●年度分)

団体の名称 \_\_\_\_\_

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
管理委託料 (自主事業利益) (その他の収入)			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 人件費 維持管理費 ・燃料費 ・電気, 水道料 ・清掃, 警備料 ・維持補修費 ・その他 事務費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・通信運搬費 ・その他 事業費 租税公課 ・消費税 その他	(申告納税相当額を計上してください)		
合 計 (B)			

差 (A - B)			
-----------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税入みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙(様式任意)で示してください。  
(※人件費の内訳については、別途指定する様式により提出してください。)
- 3 人件費など不課税支出に対する消費税相当額(申告納税相当額)については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 4 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。

(別記様式7)

自主事業に係る収支計画書 (●●年度分)

団体の名称 \_\_\_\_\_

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
販売収入等			
その他の収入			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
人件費			
維持管理費			
・燃料費			
・電気, 水道料			
・清掃, 警備料			
・維持補修費			
・その他			
事務費			
・消耗品費			
・備品購入費			
・通信運搬費			
・その他			
事業費			
その他			
合 計			

差 (A - B)			
-----------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し, 具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。

(別記様式8)

質 問 票

公の施設の名称 函館市重要文化財旧函館区公会堂  
団体の名称

提出年月日 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	FAX番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--

収支計画書補足資料： 人件費の積算内訳(詳細)について

施設名		担当者名	
申請団体名		電話番号	

1枚目

No.	(1) 職名	(2) 人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠					(4) 所定 労働日数	(5) 所定労働時間		(6) 時間単価①	(7) 時間単価②	(8) 雇用形態		(9) 指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定
		① 基本給 +基準内手当	② 基準外手当	③ 法定福利費 福利厚生費	④ 合計 ①+②+③	⑤ 給与 形態	⑥ 積算 単価	⑦ 積算 数量	⑧ ⑦の 単位	⑨ 年額 ⑥×⑦=①	⑩ 年間	⑪ 1日あたり	⑫ 年間	⑬ 時間換算額 ⑨/⑫	⑭ 時間換算額 (①+②)/⑫	⑮ 雇用期間 による別	⑯ 勤務先 における呼称	
		1				0					0							
2				0					0									
3				0					0									
4				0					0									
5				0					0									
6				0					0									
7				0					0									
8				0					0									
9				0					0									
10				0					0									
【計】		0	0	0	0				0									

(10)	①に含まれる 基準内手当の名称	
------	--------------------	--